

、特定非営利活動法人日本免疫学会 「岸本忠三・若手研究者育成事業」  
平成27年度「きぼう」プロジェクト 免疫学博士課程学生支援  
募集要項

平成27年度採用分募集要項を、熟読のうえ申請書を作成してください。

1. 趣旨・目的

1971年の日本免疫学会設立以来、学会員の研究は世界の免疫学の発展に大きく貢献して来ました。なかでも、岸本忠三先生のIL-6に関する研究は抗IL-6受容体抗体療法として結実し、基礎研究が難病の治療に結びついた世界的に見ても希有な例として知られています。岸本先生は、日本の免疫学の将来を担う若手研究者の育成を目的に、抗IL-6受容体抗体治療薬のロイヤリティーの一部を日本免疫学会にご寄付されています。これをもとに、日本免疫学会は「岸本忠三・若手研究者育成事業」を展開しています。

優れた若手研究者に、その研生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与え、経済面だけでなく教育・研究面でも研究コミュニティとして支援することは、日本免疫学会の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成する上で極めて重要です。日本免疫学会は、「岸本忠三・若手研究者育成事業」の一環として、免疫学領域の優秀な博士課程大学院生に対して、研究に専念し、今後の研究者としてのキャリアを確立できるよう、奨学金を支給します。

2. 対象分野

免疫学領域全般（日本免疫学会非会員でも可）

3. 採用予定数

大学院博士課程在学者 1年につき、最大 5名

※ 採用予定数は年度予算の状況により変更されます。

4. 申請資格

申請資格は、以下のとおりです。なお、採用時においてもこの申請資格を満たしている必要があります。

大学院博士課程在学者

平成27年4月1日において、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者在学年次

- ① 博士課程後期第1年次に在学する予定の者
- ② 一貫制の博士課程第3年次に在学する予定の者
- ③ 後期3年の課程のみの博士課程第1年次に在学する予定の者
- ④ 医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第2年次に在学する予定の者

5. 支給期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間

※特別に事由により休学が余儀なくされた場合にもこの期間を超えることはありません。

6. 研究従事機関

在学する我が国の大学院研究科とします。

※ 大学院設置基準第13条の「研究指導の委託」により、他の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）において必要な研究を行うことができます。ただし、外国の研究機関において「研究指導の委託」により研究を行う場合にあっては採用期間の1/2以内とします。

## 7. 奨学金支給額

平成27年度の支給予定額は以下のとおりです。なお、奨学金の額については変更することがあります。

年額 3,000,000円

## 8. 申請受付期間及び申請方法

受付期間：平成26年9月1日（月）～平成26年10月15日（水）（必着）

上記の受付期間は、郵送による申請書一式の到着の期限です。

申請方法：申請書を下記ホームページより、ダウンロードしてください。

<http://www.jsi-men-eki.org/>

提出部数は1部（両面印刷不可）で、ホチキス等で綴じずにクリップ留めにしてください。

申請書類提出先：〒101-0061 東京都千代田区三崎町 3-6-2 原島三崎町ビル 2F

特定非営利活動法人 日本免疫学会 事務局

## 9. 選考及び結果の開示

### (1) 選考

選考は、本学会の審査委員会において第1次選考（書類選考）及び第2次選考（面接選考）により行います。ただし、第1次選考（書類選考）合格者のうち、書類選考の結果によっては、第2次選考（面接選考）を免除し、第1次選考をもって採用内定とする場合があります。

第2次選考（面接選考）は、第1次選考（書類選考）合格者のうち、面接選考を要する者について平成26年11月中旬～12月上旬ごろに行う予定です。

主要な審査方針は、以下のとおりです。

〔審査方針〕

① 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。

② 研究業績が優れており、研究計画を遂行できる能力及び当該研究の準備状況が示されていること。

③ 研究計画が具体的であり、優れていること。

〔留意事項〕

人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのかについて確認の対象となります。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、コホート研究、臨床研究、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

### (2) 選考結果の連絡

① 第1次選考（書類選考）の結果は、平成26年11月上旬ごろに郵送します。

② 第2次選考（面接選考）の結果（採用内定・不採用）は、平成26年12月上旬までに郵送します。

※ 選考に関する個別の問い合わせには、応じません。

## 10. 採択者、受入研究者及び受入研究機関の義務等

(1) 採択者は、出産・育児に係る採用中断の扱いを受ける場合を除き、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければなりません。なお、原則として研究課題、研究計画の変更はできません。また、研究に専念していないと認められる場合、又は研究の進捗状況に著しい問題があるなどの場合には、採用を取り消すことがあります。

(2) 採択者が、常勤的な職に就いた場合および大学院博士課程を退学した場合、この資格を喪失します。速やかに届け出をしてください。

(3) 採択者が、大学院博士課程を休学（出産・育児）する場合は、この資格を中断します。なお、

休学による採択者の学生として海外の大学・大学院への留学は認めません。

(4) 採択者は、毎年度末及び採用期間終了後速やかに研究報告書を提出しなければなりません。(出産・育児に係る採用中断の扱いを受ける期間が一年度の全てにわたった場合を除く。)

(5) 採択者は、上記(4)の義務に加え、毎年度末及び採用期間終了時に研究の進捗状況等についての評価が実施される場合があるため、その時は必要書類を提出しなければなりません。なお、本学会が必要と認めた場合は、口頭発表・状況報告等を求めることがあります。

(6) 採択者は、免疫サマースクールでポスター発表をし、その運営に参加しなければなりません。

(7) 上記の義務等に反した場合、又は、研究における不正行為や懲戒処分を受ける等、採択者としてふさわしくない行為があった場合には、採用を取り消します。さらに、場合によっては支給済みの研究奨学金の返還要求を行うこともあります。なお、採用時に誓約書の提出を求めます。

(8) 受入研究者及び受入研究機関は、採択者の受入に責任をもち、「日本免疫学会遵守事項および諸手続の手引」に定められた事項を遵守するよう指導することに同意したことを示す受入承諾書を採用手続時に提出することとしています。

(9) 受入研究者及び受入研究機関は、採択者に対し、研究実施に必要な当該機関の施設・設備・文献・標本資料・通信環境(情報システム、メールアカウント)等の利用について積極的な支援を行ってください。また、採択者に係る安全衛生管理について機関内規則に基づき指導してください。

### 1 1. 海外における研究発表の奨励

世界レベルの研究を推進していく上で、海外で開催される国際会議での研究発表は極めて重要であり、積極的に参加することが望まれます。

### 1 2. その他

#### (1) 申請書類及び選考について

① 申請書類は、本学会所定の様式を使用してください。様式の変更、所定様式以外の用紙の追加、指定書類以外の添付は認められません。

② 申請書類の提出後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。

③ 申請は1人1件とします。なお、2件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。

④ 提出された申請書類は返却しません。

⑤ 申請書類に重大な虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取り消すことがあります。

⑥ 審査結果は平成27年度採用分にのみ有効です。

#### (2) 採用内定後の諸手続について

採用内定後の諸手続において、提出期日までに在学証明書等の必要書類を提出していただきます。これができない場合には、採用資格の確認等が不可能となるため、採用されません。

#### (3) 他のフェローシップ・奨学金等について

① 採用期間中は、国内外を問わず、他のフェローシップ・奨学金等同種の資金を本学会以外から受給することはできません。

※ (独)日本学生支援機構等奨学金の貸与は認めません。

※ 外国人留学生については、日本政府(文部科学省)奨学金、(独)日本学生支援機構の学習奨励費、及び母国の奨学金等を受けている者が本奨学制度に応募してとして採用された場合には、当該奨学金を辞退してください。

※ その他の取り扱いについては、日本学術振興会特別研究員規程に準拠します。

② 採用期間中に、他の機関から同種の資金を受けていたことが確認された場合には、採択者の採用を取り消すと同時に、支給済みの研究奨学金の返還要求を行うことがあります。

#### (4) 研究奨学金の課税について

支給される研究奨学金は、給与所得とみなされ課税の対象とされています。そのため、個人の責任において確定申告をして頂きます。

### 13. 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、本学会の「個人情報保護方針」に基づき厳重に管理し、日本免疫学会の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）します。

なお、採用された場合は、氏名、研究課題名、研究に従事する機関、受入研究者の職・氏名及び研究報告書が公表されます。

### 14. 採用終了後の協力義務

この制度の充実等を図るため、採用経験者に対し、採用終了時およびその後の5年間程度まで、就職等の現況調査等を行います。本調査への協力を採用の条件とするので、ご承知ください。なお、本調査や制度の検討に際し、採用終了後であっても連絡をすることがあるため、連絡先の住所・就職先・Eメールアドレス等が変更になった場合は速やかに本学会に届け出てください。

### 15. 本募集に関する連絡先

〒101-0061 東京都千代田区三崎町 3-6-2 原島三崎町ビル 2F

特定非営利活動法人 日本免疫学会 事務局

電話 (03)3511-9795 (ダイヤルイン) e-mail: [men-eki@s3.dion.ne.jp](mailto:men-eki@s3.dion.ne.jp)

受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く。）9：30～12：00及び13：00～17：30